

消費税率改定について

令和元年10月1日から消費税率が10%に上げられることに伴い、水道料金及び下水道使用料は下表のとおりとなります。

ただし、令和元年9月30日以前から継続して水道を使用されている場合は、令和元年10月1日以降初めての検針分に限り、従前の8%が適用されます。

一般用の水道料金及び下水道使用料(1カ月)

水道料金 ※金額は消費税込みです。

令和元年10月1日時点

下水道使用料 ※金額は消費税込みです。

用途	水道メーター口径	基本料金		水量料金(1㎡につき)		
		水量	金額	水量	金額	
一般用	13mm	8㎡まで	979.00円	水道メーター口径25mm以下	8㎡を超え20㎡までの分	192.50円
	20mm		1,188.00円		20㎡を超え30㎡までの分	242.00円
	25mm		1,925.00円		30㎡を超える分	341.00円
	30mm	水道メーター口径30mm以上	5,280.00円	60㎡までの分	341.00円	
	40mm		16,280.00円			
	50mm		42,020.00円	60㎡を超え500㎡までの分	379.50円	
	75mm		95,150.00円			
	100mm		202,950.00円			
	150mm		341,990.00円	500㎡を超える分	434.50円	
	200mm		1,087,130.00円			

基本使用料	区分		金額
	基本使用料	区分	
汚水排水量(1㎡につき)	0㎡から	732.60円	
	1㎡から10㎡までの分	18.70円	
	10㎡を超え30㎡までの分	154.00円	
	30㎡を超え50㎡までの分	191.40円	
	50㎡を超え100㎡までの分	239.80円	
	100㎡を超え200㎡までの分	299.20円	
	200㎡を超え500㎡までの分	327.80円	
	500㎡を超え1,000㎡までの分	387.20円	
	1,000㎡を超え5,000㎡までの分	423.50円	
	5,000㎡を超える分	454.30円	

※その他の用途の料金に関しては別途お問い合わせください。

お問合せ ▶▶▶ 水道局電話受付センター ☎048-665-3220

分担金について

令和元年10月1日以降の給水装置工事申請にかかる分担金も消費税率が8%から10%になります。

次のようなときは、水道局電話受付センターへお問合せください

共同住宅の世帯数異動について

共同住宅として設定された建物で世帯数が変更となったとき。

使用中の水道を工事などで使いたいとき

使用中の水道を、リフォームや家の取り壊しなどで一時的にお使いになるとき。

引っ越しなどで、新たに水道を使い始めるとき、あるいは水道の使用をやめるとき

水道料金の減額について

次に該当する水道使用者(給水契約者)の方は、お申込みにより1か月の水道料金のうち口径13ミリの基本料金相当額を減額することができます。

なお、給水契約者以外の方は、取扱いが異なります。

※下水道使用料についても、併せて減額されます。

- 生活保護法により生活扶助を受給されている方
- 水道を使用する方全員の市民税・県民税が非課税の世帯
- 児童扶養手当を受給されている方
- 東日本大震災により被災された方

お届け・お問合せなど ※番号をよくご確認の上、お間違いのないようおかけください。

水道局電話受付センター 午前8時～午後9時(年中無休)

☎048-665-3220 FAX048-665-5536

水道に関するお問い合わせ、お引っ越し、ご契約者変更などのお届けは、水道局電話受付センターまでご連絡ください。

道路漏水を発見したら携帯電話からもつながる...

フリーダイヤル

0120-189-240 へご連絡ください。 24時間365日対応

第61回水道週間ポスターコンテストの入賞作品を展示いたします。

【日時】7月26日(金)～8月9日(金) 9:00～21:30
※7月26日 17:00～21:30
※8月 9日 9:00～12:00

【場所】コムナーレ9Fロビー(浦和バルコ上) 国際交流センター前

【お問合せ】水道総務課 広報・防災係 ☎048-714-3069